

2025MFJ 国内競技規則「モトクロス」ブルテン No. 2

一般財団法人日本モーターサイクリススポーツ協会
MFJ モトクロス委員会
MFJ 技術委員会

国内モトクロスの仕様 の技術規則改定について

2025 国内競技規則「付則 18 国内モトクロスの仕様」に追加・改定したブルテン No. 1 を再改定いたします。

規則の施行は、即時適用となります。

1. ホイールスピンドルシャフト、ナット等に関する規則改定

該当箇所：付則 18 国内モトクロスの仕様 5-1-1-1 項、5-1-8-1 項

内 容：下記「再改定」への変更（当初規則との相違点＝**ゴシック**、今回の変更点＝**赤字部分**）

再改定	ブルテン No. 1
付則 18 国内モトクロスの仕様 5-1 下記部品は改造、変更が許可される 5-1-1 ホイール／タイヤ／スプロケット／ドライブチェーン 5-1-1-1 ホイール（リム、カラー、スポーク、ハブ、 スペーサー（ベアリング外側左右） 含む） ホイールの本体構造は公認車両と同一でなければならない。 ホイールスピンドルシャフト（フロント、リア）、ナット、およびワッシャー およびディスタンスカラー は公認車両の状態を維持しなければならない。ただし、材質を変更しない範囲で、割ピン方式のナットからセルフロックナットへの変更は認められる。 5-1-8 ボルト、ナット類 5-1-8-1 技術仕様に規定されていないボルト、ナット、ワッシャーの変更は許可される。ただし、材質は公認車両と同じ、 または鉄製の材質 でなければならない。	付則 18 国内モトクロスの仕様 5-1 下記部品は改造、変更が許可される 5-1-1 ホイール／タイヤ／スプロケット／ドライブチェーン 5-1-1-1 ホイール（リム、カラー、スポーク、ハブ含む） ホイールの本体構造は公認車両と同一でなければならない。 ホイール（フロント、リア）スピンドルシャフト、ナット、ワッシャー およびディスタンスカラー は公認車両の状態を維持しなければならない。ただし、材質を変更しない範囲で、割ピン方式のナットからセルフロックナットへの変更は認められる。 5-1-8 ボルト、ナット類 5-1-8-1 技術仕様に規定されていないボルト、ナット、ワッシャーの変更は許可される。ただし、材質は公認車両と同じ、 または鉄製の材質 でなければならない。

以上

2025MFJ 国内競技規則「モトクロス」ブルテン No. 1

一般財団法人日本モーターサイクリススポーツ協会
MFJ モトクロス委員会
MFJ 技術委員会

国内モトクロスの仕様 の技術規則改定について

2025 国内競技規則「付則 18 国内モトクロスの仕様」について規則を改定いたします。
規則の施行は、即時適用となります。

1. ホイールスピンドルシャフト、ナット等に関する規則改定

該当箇所：付則 18 国内モトクロスの仕様 5-1-1-1 項、5-1-8-1 項
内 容：赤字部分の追加

付則 18	国内モトクロスの仕様
5-1	下記部品は改造、変更が許可される
5-1-1	ホイール／タイヤ／スプロケット／ドライブチェーン
5-1-1-1	ホイール（リム、カラー、スポーク、ハブ含む） ホイールの本体構造は公認車両と同一でなければならない。 ホイール（フロント、リア）スピンドルシャフト、ナット、ワッシャーおよびディスタンスカラーは公認車両の状態を維持しなければならない。ただし、材質を変更しない範囲で、割ピン方式のナットからセルフロックナットへの変更は認められる。
5-1-8	ボルト、ナット類
5-1-8-1	技術仕様に規定されていない ボルト、ナット、ワッシャーの変更は許可される。ただし、材質は公認車両と同じ、 または鉄製の材質 でなければならない。